

## 中部エネルギー・温暖化対策推進会議設置要領

制定	平成17年3月31日付け平成17・03・29	中部第29号
改正	平成18年7月21日付け平成18・07・19	中部第6号
改正	平成19年7月2日付け平成19・06・19	中部第19号
改正	平成20年7月18日付け平成20・07・03	中部第22号
改正	平成22年7月26日付け平成22・07・05	中部第44号
改正	平成23年7月13日付け平成23・07・06	中部第4号
改正	平成24年10月1日付け20120924	中部第27号
改正	平成25年11月7日付け20131028	中部第25号
改正	平成27年8月27日付け20150818	中部第12号
改正	平成28年10月12日付け20160923	中部第25号
改正	平成30年11月14日付け20181108	中部第26号
改正	令和7年1月14日付け20241225	中部第9号

### 1. 目的及び設置

中部地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報交換・共有やエネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体を始め地域の地球温暖化対策に関する自主的な取り組みを促進するため、中部エネルギー・温暖化対策推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

### 2. 活動内容

推進会議においては、以下の活動を行う。

- (1) 関係者間の情報交換・共有・課題の洗い出し
- (2) 客観的な実態把握（基礎となるデータの提供）
- (3) 域内の地球温暖化対策に係る計画・プロジェクト等の策定・実現化支援

### 3. 組織

本推進会議の構成員は、中部地域（富山、石川、岐阜、愛知及び三重の5県を指す。以下、同じ。）を管轄する国の地方支分部局、域内の各県及び政令指定都市を基本とし、エネルギー関係機関、経済団体、消費者団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、NPO、学識経験者等で構成する。

- (1) 構成員については、別表に掲げる者とする。
- (2) 本推進会議には、必要に応じてその他の関係者を参加させることができる。

### 4. 議長

推進会議に、議長を置く。

- (1) 議長は、推進会議の構成員の中から互選により選出する。
- (2) 議長は、会務を総理する。
- (3) 議長に事故ある時は、あらかじめその指名する者が代理する。

### 5. 会議の開催等

推進会議は、年1回程度開催することとし、必要に応じ会議の下に幹事会、分科会、ワーキンググループを設けることができる。

## 6. 事務局

推進会議の事務局は、中部経済産業局及び中部地方環境事務所とし、会議の運営について、北陸農政局、東海農政局、北陸地方整備局、中部地方整備局、北陸信越運輸局及び中部運輸局が協力する。

中部エネルギー・温暖化対策推進会議構成員名簿

(学識経験者)

- ・伊藤 雅一

(経済団体、エネルギー供給企業等)

- ・北陸経済連合会
- ・一般社団法人中部経済連合会
- ・名古屋商工会議所
- ・北陸電力株式会社
- ・日本海ガス株式会社
- ・中部電力株式会社
- ・東邦ガス株式会社
- ・一般財団法人省エネルギーセンター 東海支部
- ・一般財団法人省エネルギーセンター 北陸支部
- ・国立研究開発法人新エネルギー産業技術総合開発機構

(消費者団体等)

- ・愛知消費者協会

(自治体)

- ・富山県
- ・石川県
- ・岐阜県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・名古屋市

(地球温暖化防止活動推進センター)

- ・富山県地球温暖化防止活動推進センター
- ・石川県地球温暖化防止活動推進センター
- ・岐阜県地球温暖化防止活動推進センター
- ・愛知県地球温暖化防止活動推進センター
- ・三重県地球温暖化防止活動推進センター

(国の関係機関)

- ・農林水産省 北陸農政局
- ・農林水産省 東海農政局
- ・農林水産省 中部森林管理局
- ・国土交通省 北陸地方整備局
- ・国土交通省 中部地方整備局
- ・国土交通省 北陸信越運輸局
- ・国土交通省 中部運輸局
- ・経済産業省 中部経済産業局
- ・環境省 中部地方環境事務所